

別紙

「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する告示案」等に関するパブリックコメントについて

平成20年2月
航空局技術部運航課

背景・目的

航空機による爆発物等の輸送については、航空法第86条において省令で定めるものの輸送を原則禁止するとともに、航空法施行規則第194条第2項各号において、そのような爆発物等を例外として輸送する場合の輸送基準等（以下、輸送基準等という。）を、国際民間航空機関（ICAO）において定められた国際民間航空条約附属書第18及びこれに基づく技術指針（以下、技術指針等という。）に準拠した告示で定めることとしている。

また、核物質防護の観点から核物質の航空輸送は、原子力委員会原子力防護専門部会の報告書や原子力委員会決定に基づき、航空法施行規則第194条第2項第2号へ及び告示に核物質に対する適切な防護措置を規定している。

近年の国際的なテロ脅威の高まり等を踏まえ、我が国の核物質防護対策の強化が求められる中、原子力委員会原子力防護専門部会報告書「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方について」が取りまとめられ、ガラス固化体（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固形化した物）に含まれるものについて、妨害破壊行為に対する防護が必要であり、各省庁において関係法令の整備等所用の取組を行うべきとの原子力委員会決定（平成19年8月28日）がなされた為、ガラス固化体の航空輸送時における防護措置についても、原子力委員会決定に従い所要の拡充を図ることとする。

主な改正概要

核物質防護措置が必要な放射性物質等として、ガラス固化体に含まれるものを対象に加える。

スケジュール（予定）

公布：平成20年4月中旬

施行：平成20年7月1日